

保護者の皆様

府中市教育委員会

## 令和5年度1学期以降の学校における感染症対策等について

日頃から本市の教育活動に御理解と御協力をいただき、誠にありがとうございます。

4月1日以降、文部科学省の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」及び東京都教育委員会の「新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」が改訂されます。

これらの改訂を踏まえ、1学期以降の学校における感染症対策等について、次のとおり対応します。保護者の皆様には、御理解くださいますようお願いいたします。

### 1 学校における感染症対策

#### (1) 各教科等

- 基本的な感染対策は重要であることから、引き続き、学校においても、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等を励行してまいります。
- 児童・生徒が対面形式となるグループワーク、合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏、児童・生徒がグループで行う調理実習、組み合ったり接触したりする運動など、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、一定の感染症対策を講じて実施します。

##### <一定の感染症対策の例>

- ・ 2方向の窓を同時に開けての換気や、換気扇による換気を行います。
- ・ グループの活動等は少人数で実施するとともに、大声での会話や、近距離で向かい合っただけの発声（歌唱）は控えます。
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保します。

#### (2) 給食等の食事をとる場面

- 児童・生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意します。

具体的には、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童・生徒等の間に一定の距離を確保する等の措置（1m程度）を講ずることにより、いわゆる「黙食」は必要としません。

- 給食の配膳を行う児童・生徒及び教職員は、衛生面の徹底の観点から、毎日、給食当番活動が可能であるかを確認します。

##### <給食当番活動に当たっての確認内容の例>

- ・ 下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状があるか
- ・ 衛生的な服装や、マスク着用をしているか
- ・ 手指は確実に洗浄したか 等

- 給食後等に、学校で歯磨きや、うがいを行う場合は、児童・生徒等がお互いに距離を確保し、間隔を空けて換気の良い環境で行うよう指導するなど、感染症対策を講じます。

(3) 部活動等

部活動等において、各教科等と同様の活動を実施する場合も一定の感染症対策を講じて実施します。

## 2 マスクの着用について

- 児童・生徒及び教職員について、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とします。

ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、着用を推奨します。

- 基礎疾患があるなど様々な事情により、マスクの着用を希望する児童・生徒に対しては、適切な配慮をします。また、児童・生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう引き続き指導します。

## 3 その他

本年5月8日には、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の5類感染症に位置付けられる予定です。この変更に伴う教育活動の対応等については、今後予定される文部科学省及び東京都教育委員会の方針を踏まえ、改めてお知らせします。

[問合せ]

府中市教育委員会教育部指導室

TEL 042(335)4063